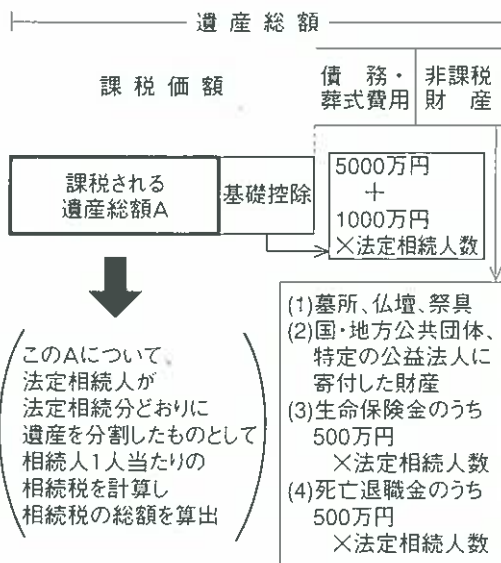


養子縁組があった場合の 相続税の取り扱い

A n s w e r

Q u e s t i o n

〈表1〉 相続税の仕組み



相続税は、被相続人が死亡した日現在で有していた財産や、被相続人が死亡したため相続人等が取得することになった財産に対して一定の金額（基礎控除額）を超える場合においてその超える部分に対して課税される税金です。

相続税の仕組みは、遺産総額から債務・葬式費

相続税の課税の仕組み

私は、新潟県内において製造業を営む有限会社のもので、最近、将来訪れるだろう私の個人財産の相続について考えることがあります。その際、相続人が負担する相続税が気になる場所ですが、養子縁組があった場合には、相続税が減少するとの話を聞いたことがあります。

この養子縁組があった場合の相続税の取り扱いについて、教えてください。

用、非課税財産の控除をした課税価格から、遺産に係る基礎控除（500万円＋1000万円×法定相続人数）を控除した課税遺産総額を基に計算されます（表1）。

相続税対策の基本

相続は争続にならないことが当然ですが、相続

税対策の基本は、次の四項目が考えられます。

- ① 相続人を増やして税率区分等を下げる。法律に基づいて子供（相続人）を作ること、すなわち「養子縁組制度」の利用です。
 - ② 所有財産の評価額を下げる。
 - ③ 財産を生前贈与等で減らす方法を考える。
 - ④ 納税資金を確保できる仕組みをつくる。
- 以上の四項目が基本と考えます。

養子縁組の利用

- (1) 民法上は養子縁組は何人でも可能。民法上、養子縁組の人数には制限はありません。よく行われる養子縁組の例としては、長男の妻

〈表2〉

- a. 相続税法では、実子がいる場合には養子が何人いてもまとめて1人になり、1,000万円の基礎控除の加算は1人分しか認められない。ただし、実子がいなくても2人まで認められ、加算額は2,000万円。
 b. このほかにも、生命保険金と退職金の非課税枠が増える。

〔例〕 本来の相続人(妻、長男、次男、長女)の他に長男の妻とその子供を養子縁組した場合

(本来の相続人)4人+(長男の妻と子を養子)1人=(法定相続人の数)5人

基礎控除額

$$5,000万円+(1,000万円×5人)=10,000万円$$

生命保険金の非課税枠

$$500万円×5人=2,500万円$$

退職金の非課税枠

$$500万円×5人=2,500万円$$

〈表3〉

法定相続人	民法上の相続分	相続税法上の相続分
妻 A	1/2	1/2
長男 B	1/2×1/5=1/10	1/2×1/4=1/8
長女 C	1/2×1/5=1/10	1/2×1/4=1/8
次男 D	1/2×1/5=1/10	1/2×1/4=1/8
養子 E	1/2×1/5=1/10	1/2×1/4=1/8 (養子の制限によりE・Fのうち1人)
養子 F	1/2×1/5=1/10	
計	(6人)1	(5人)1

課税価格の合計額が10億円のケースの場合

①養子縁組前の相続税の税額

$$10億円-(5,000万円+1,000万円×4人)=9億1,000万円$$

- A. $9億1,000万円×\frac{1}{2}×50\%=4,700万円=180,500,000円$
 B. $9億1,000万円×\frac{1}{2}×\frac{1}{3}×40\%=1,700万円=43,666,400円$
 C. $9億1,000万円×\frac{1}{2}×\frac{1}{3}×40\%=1,700万円=43,666,400円$
 D. $9億1,000万円×\frac{1}{2}×\frac{1}{3}×40\%=1,700万円=43,666,400円$
 計 311,499,200円
千円未満切捨て

②養子縁組後の相続税の税額

$$10億円-(5,000万円+1,000万円×5人)=9億円$$

- A. $9億円×\frac{1}{2}×50\%=4,700万円=178,000,000円$
 B. $9億円×\frac{1}{2}×\frac{1}{4}×40\%=1,700万円=28,000,000円$
 C. $9億円×\frac{1}{2}×\frac{1}{4}×40\%=1,700万円=28,000,000円$
 D. $9億円×\frac{1}{2}×\frac{1}{4}×40\%=1,700万円=28,000,000円$
 EとF. $9億円×\frac{1}{2}×\frac{1}{4}×40\%=1,700万円=28,000,000円$
 計 290,000,000円

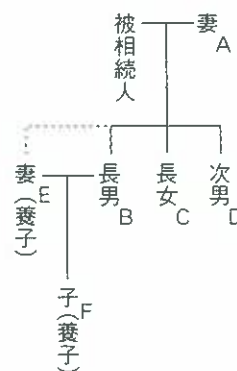
※この場合、長男の子の養子Fが財産を取得した場合には、Fに対する相続税額が20%加算される。

たさないの、子は実親と養親の双方を相続することになりま。また、昭和六十二年の民法改正に新設された特別養子縁組の場合、養子縁組することにより実親との関係は消滅し、養親についてのみ相続することになります。

及びその子供(孫)が考えられます。養子縁組していない長男の妻は、長男が先に死亡した場合のことを考えてであり、孫を養子にする場合は、長男の相続分を少なくして直接養子である孫へ相続させることが可能となつて、これによりその分だけ一代相続税を飛ばすことが可能となります。特に親が八〇歳を超えているような場合には、孫がより多くの財産を相続することにより、二次相続の相続税負担を少なくするのに効果が極めて大きいといえます。

(2) 法定相続人が増える
 養子縁組することにより法定相続人の数が増えることとなります。〈表2〉

〈図1〉



(3) 税率区分の引き下げ
 相続税の計算は「法定相続分」によって分割したものと仮定して相続人一人当たりの相続税を計算するため、税率(一〇〇〜五〇〇%の超過累進税率)も低くなり、税額が少なくなることになります。たとえば〈図1〉のケースの場合において、長

男の妻とその子供(孫)を養子縁組した場合、法定相続分及び税負担は〈表3〉のようになります。

(4) その他
 相続税対策ではなく、相続対策は「次世代への思いやり」です。事前に相続について考えることは、大切なことであるといえます。

また、養子縁組を行う場合には、被相続人に養子縁組をする意思があつたのか、何のための養子なのか、単に一〇〇〇万円の基礎控除と税率の適用区分引き下げを目的としてだけなのかを問われたい場合に、説明を明確にできるようにしておくべきと考えます。

なお、養子縁組は実親との親族関係に変更をきたさないので、子は実親と養親の双方を相続することになりま。また、昭和六十二年の民法改正に新設された特別養子縁組の場合、養子縁組することにより実親との関係は消滅し、養親についてのみ相続することになります。